

## 自治基本条例に関するアンケート調査結果

自治基本条例の規定内容等を検討するに当たり、市民の皆さんの意見を収集するため、タウンミーティング 2011 の参加者等を対象にアンケート調査を実施しました。

調査結果は次のとおりです。

### 1 調査概要

次の3つの手法により調査を行いました。

- (1) タウンミーティング 2011（全3回）の参加者に対し調査票を配付し回答を依頼  
開催日：平成23年11月19日（土）、同月21日（月）、同月27日（日）
- (2) 市政モニター100人に対し、書面、インターネットを通じて回答を依頼  
調査期間：平成23年11月25日（金）～12月9日（金）
- (3) ホームページにおいて調査票を公開し、姫路市民を対象に実施  
実施期間：平成23年12月1日（木）～平成24年1月31日（火）※  
※ 現在実施期間中のため、平成23年12月末現在の集計結果を取りまとめるもの。

### 2 回答者について

- (1) アンケート区分別内訳（人）

区分	回答者数
タウンミーティング 2011 参加者	130
市政モニター	97
ホームページ	1
合計	228

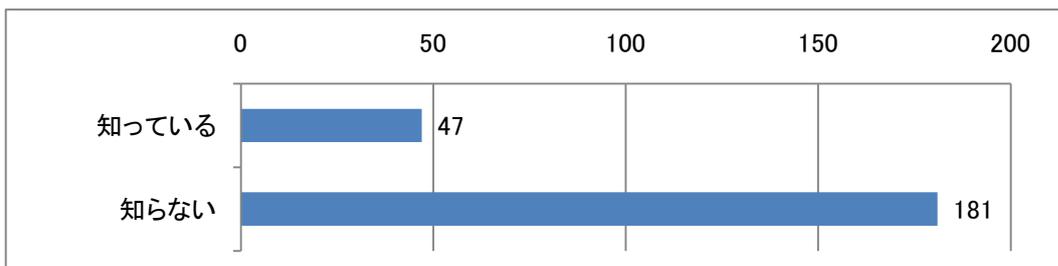
- (2) 年齢別内訳（人）

年代	男性	女性	不明	総計
10代	0	2	0	2
20代	5	5	0	10
30代	24	3	0	27
40代	15	6	0	21
50代	12	13	0	25
60代	41	36	0	77
70代	43	8	0	51
80代	7	3	1	11
不明	2	0	2	4
総計	149	76	3	228

### 3 設問回答結果

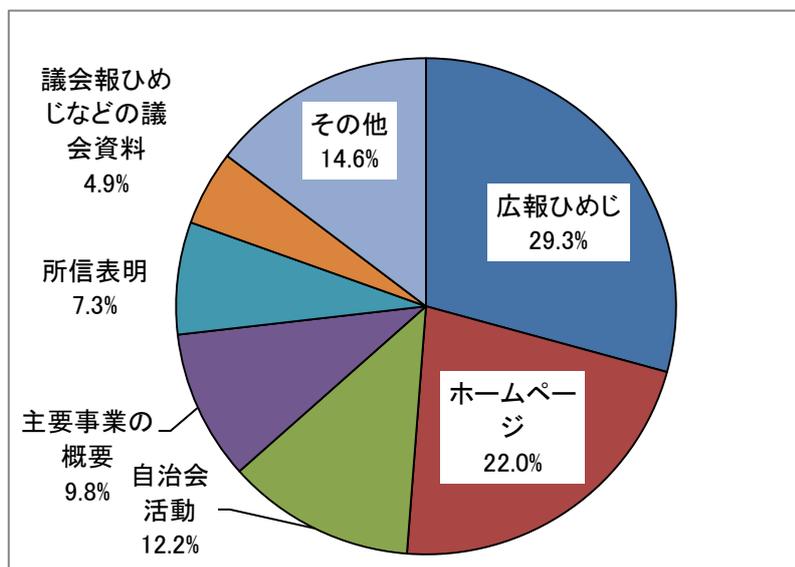
問1 本市の自治基本条例の制定に向けた取り組みについて (単数回答)

選択肢	件数
知っている	47
知らない	181
計	228



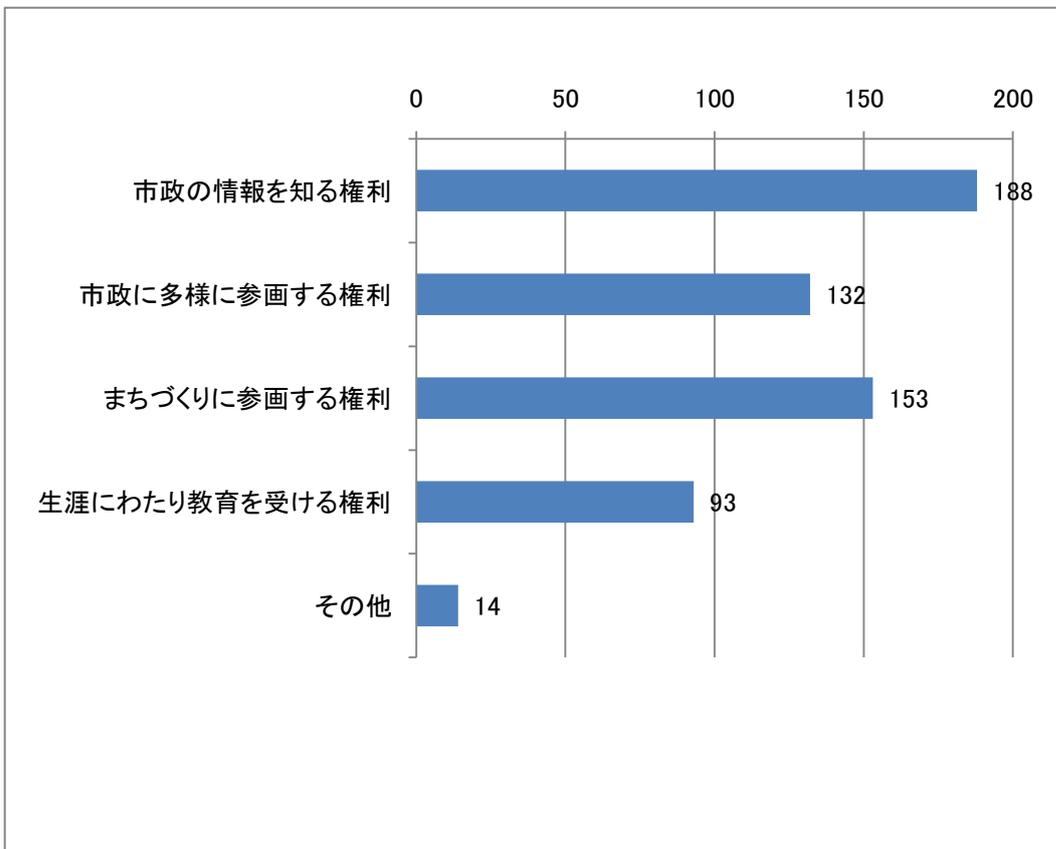
「知っている」と回答された方について、どこで知りましたか。(複数回答) ※未回答者あり

情報源	件数	内訳
広報ひめじ	12	29.3%
自治会活動	9	12.2%
ホームページ	5	22.0%
主要事業の概要	4	9.8%
所信表明	3	7.3%
議会報ひめじなどの議会資料	2	4.9%
その他	6	14.6%
計	41	100%



問2 市民の権利として、どんなことを規定する必要があると思いますか。(複数回答)

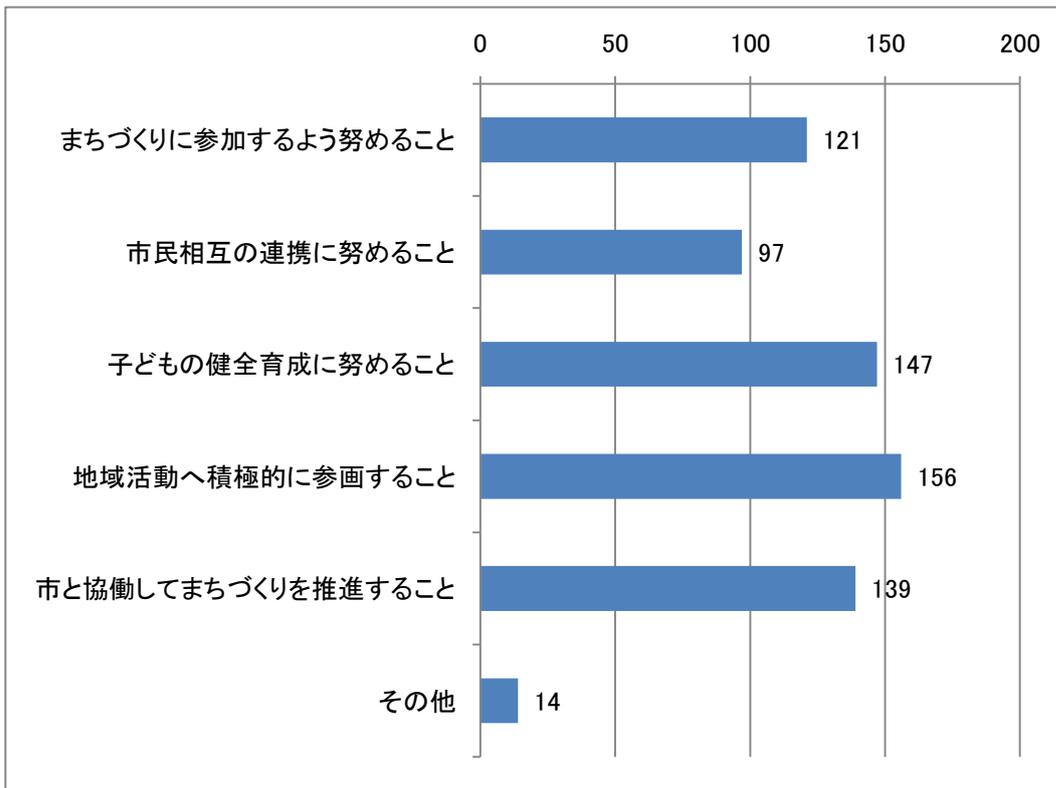
選択肢	件数
市政の情報を知る権利	188
市政に多様に参画する権利	132
まちづくりに参画する権利	153
生涯にわたり教育を受ける権利	93
その他	14
計	580



**問3 市民の義務として、どんなことを規定する必要があると思いますか。**（複数回答）

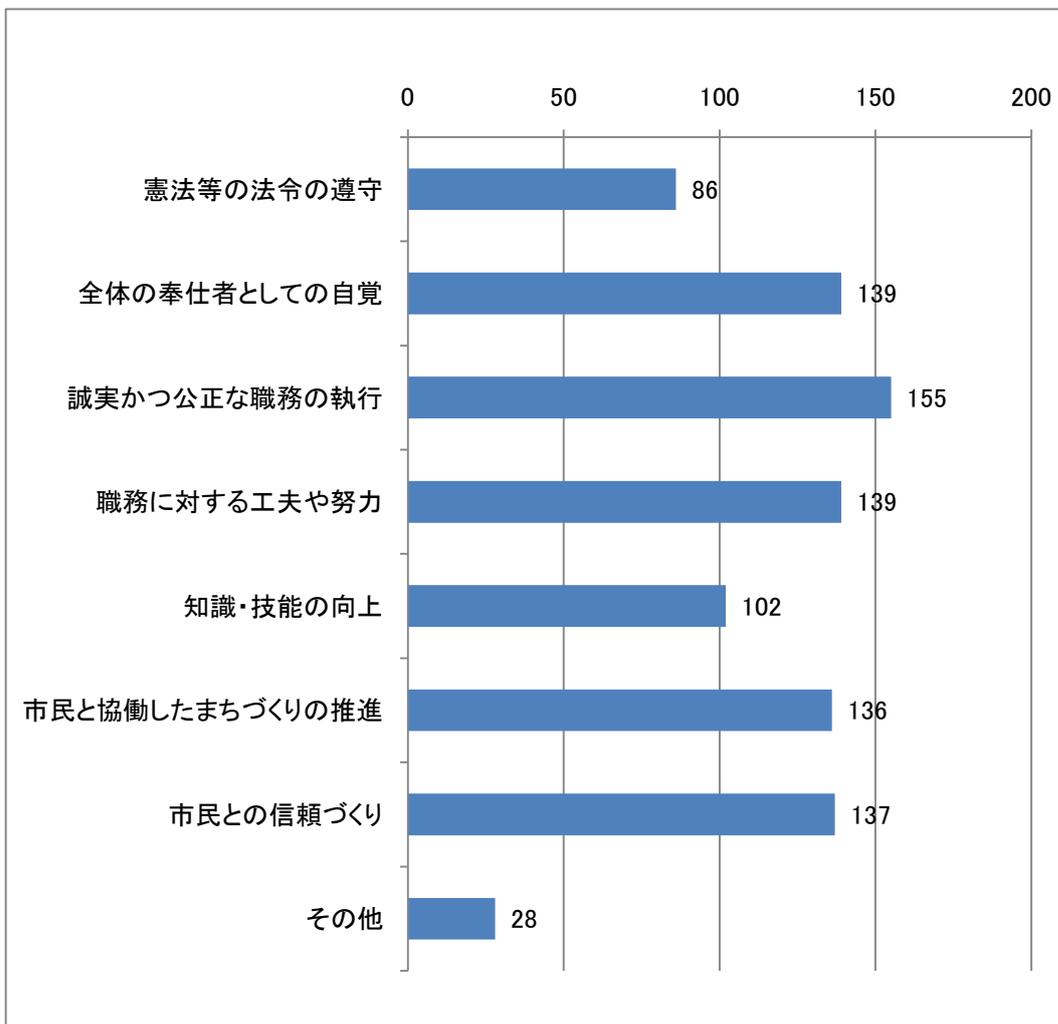
※ 国民の三大義務（勤労・納税・子どもに教育を受けさせる義務）は除いています。

選択肢	件数
まちづくりに参加するよう努めること	121
市民相互の連携に努めること	97
子どもの健全育成に努めること	147
地域活動へ積極的に参画すること	156
市と協働してまちづくりを推進すること	139
その他	14
計	674



問4 市長・職員の責務として、どんなことを規定する必要があると思いますか。(複数回答)

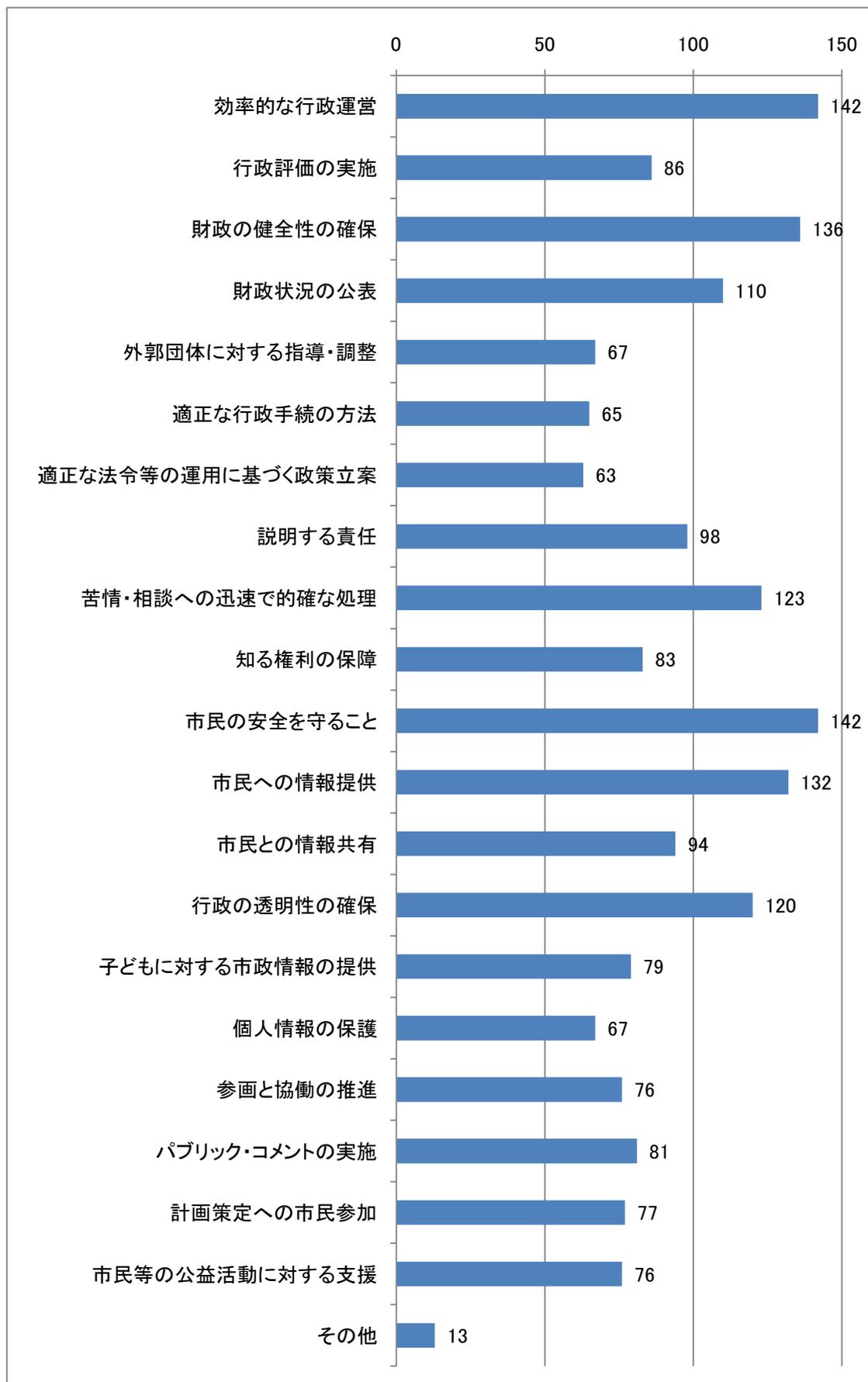
選択肢	件数
憲法等の法令の遵守	86
全体の奉仕者としての自覚	139
誠実かつ公正な職務の執行	155
職務に対する工夫や努力	139
知識・技能の向上	102
市民と協働したまちづくりの推進	136
市民との信頼づくり	137
その他	28
計	922



問5 市の責務・市政の運営に関してどんなことを規定する必要があると思いますか。

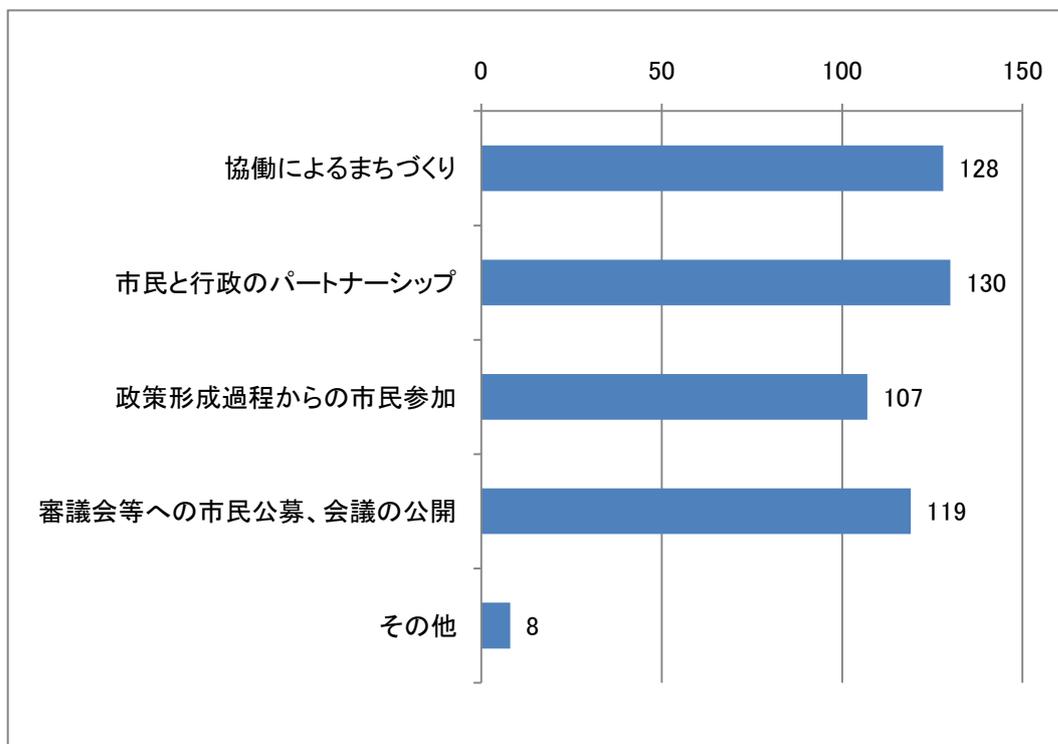
(複数回答)

選択肢	件数
効率的な行政運営	142
行政評価の実施	86
財政の健全性の確保	136
財政状況の公表	110
外郭団体に対する指導・調整	67
適正な行政手続の方法	65
適正な法令等の運用に基づく政策立案	63
説明する責任	98
苦情・相談への迅速で的確な処理	123
知る権利の保障	83
市民の安全を守ること	142
市民への情報提供	132
市民との情報共有	94
行政の透明性の確保	120
子どもに対する市政情報の提供	79
個人情報の保護	67
参画と協働の推進	76
パブリック・コメントの実施	81
計画策定への市民参加	77
市民等の公益活動に対する支援	76
その他	13
計	1930



問6 市政等への参画や協働について、どんなことが必要だと思いますか。(複数回答)

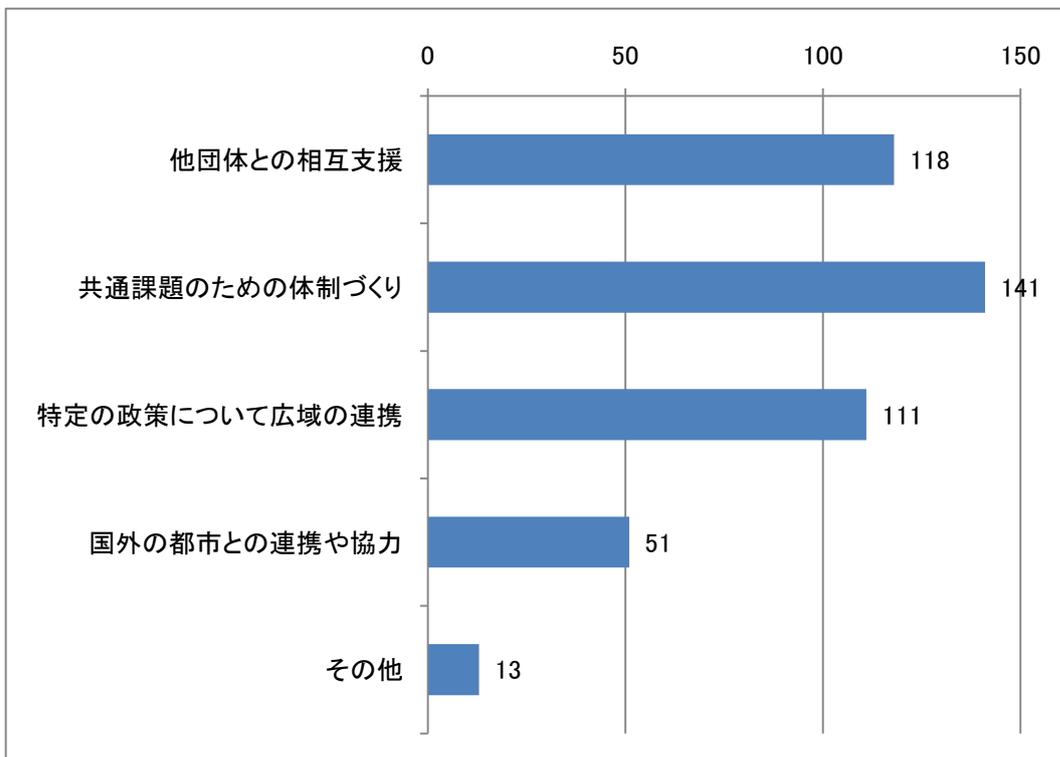
選択肢	件数
協働によるまちづくり	128
市民と行政のパートナーシップ	130
政策形成過程からの市民参加	107
審議会等への市民公募、会議の公開	119
その他	8
計	492



問7 国や県、他の市町村との連携等について、どんなことが必要だと思えますか。

(複数回答)

選択肢	件数
他団体との相互支援	118
共通課題のための体制づくり	141
特定の政策について広域の連携	111
国外の都市との連携や協力	51
その他	13
計	434



## 問8 その他自由意見

### ■ 自治基本条例に関するもの

回答	件数
言葉が難しく、内容が具体的でないため、理解しにくかった。もっと分かりやすくしてほしい。	6
条例の内容については、今さら何をと感じる。民間では当然のことである。	2
理念条例は美辞麗句が並べられる傾向がある。これは為政者の自己満足に陥ることが多い。実体規定のない条例は制定されてもあまり機能しないことが多いので、既存の法令との関係を検討しておかないと無意味となる。	1
制定ありきでのミーティングではなく先ずは必要性を聴くのが筋ではないか。	1
特定団体のイデオロギーにとらわれず、市町村民全体のことを考え、十分に注意すべき。特に、市民と国民の定義に齟齬が生じないように留意していただきたい。住民投票は参政権ではないので、各自治体の判断に委ねられるが(憲法 15 条)外国人参政権への道を開くもので、権利付与は反対である。住民投票の結果に法的拘束力を持たせるようになれば、間接民主制の否定につながる(憲法 93 条)	1
大震災の教訓や先日の大阪の選挙などを見ても、地方自治の方向性が問われる時代である。姫路市でも早く条例を制定してほしい。	1
自治基本条例の制定については、反対意見も散見されるが、まずは時限立法として制定し、その後見直しを行ったらいと思う。	1
市民、特に弱者(子どもやお年寄りなど)を守る強固な規定が必要だと思う。	1
大人から子供まですべての人に平等な条例にして欲しい。	1
市民からの要望と、それに答えた事実をすべて公表することを規定すべきである。	1
ぜひ減税の項目を入れて欲しい。	1
家庭教育の事を入れて欲しい。子供(~6才まで)	1
基本条例の細則を作って、市中心部用、郊外用、農山村用を作って欲しい。	1
基本条例は有意義なことであると思う。期待している。	1
世界も日本も不景気であるなかで、コスト意識を持って、条例を制定してほしい。	1
市民による市民のために条例とすべきである。	1
自治基本条例のボーダー、災害に対するものについてもう少し、詳しく教えて欲しい。	1
計	23

### ■ その他の意見 87件